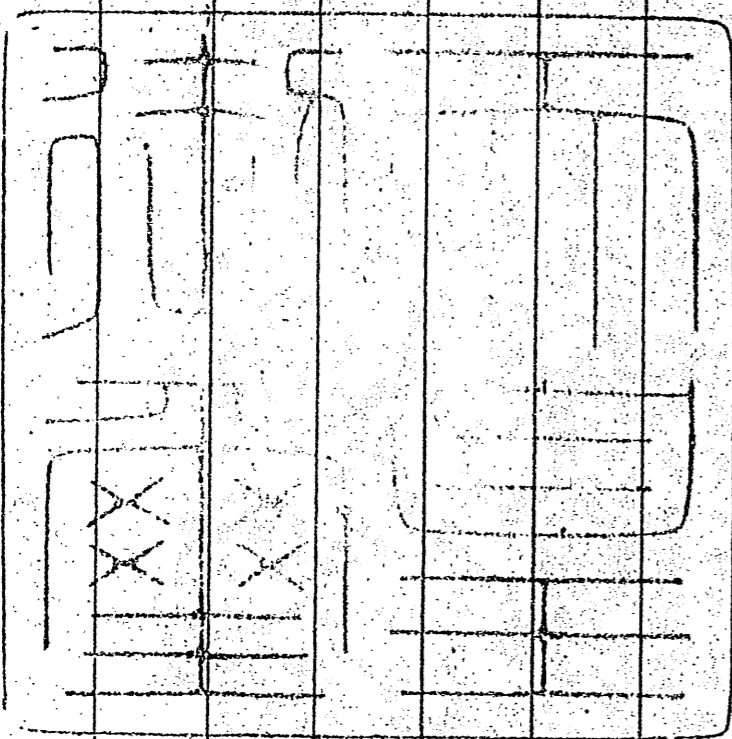


總大進

勅令第四百三十五號

朕は、官吏俸給令の一部を改正する等の勅令を裁可し、このことを公布せしめる。

裕仁



内

閣

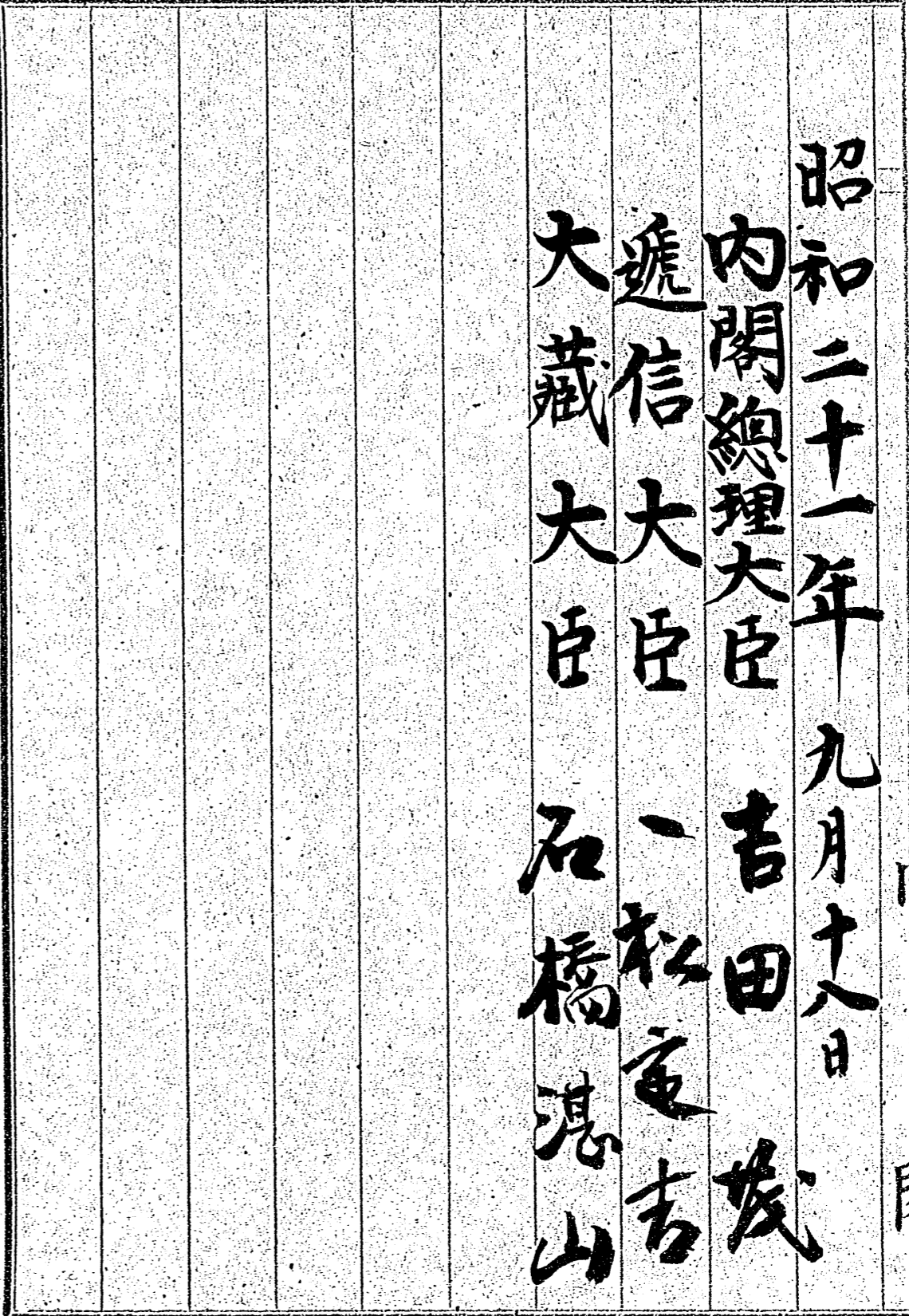
總大臣進

昭和二十一年九月十八日

内閣總理大臣 吉田 茂

遞信大臣 松室 吉

大藏大臣 石橋 湛山



勅令第四百三十五號

第一條 官吏俸給令の一部のやうに改正する。

第一條 其任式ヲ以テ任ズル官吏ノ俸給ハ左ノ如シ

内閣總理大臣 月額 三千圓

各省大臣 月額 二千五百圓

國務大臣

軍醫監

特命全權大使

判事

検事

會計検査官

月給 二千二百圓

行政裁判所長官

東京都長官

戦災復興院総裁

樞密院副議長

樞密顧問官

月額 二千五百圓

月額 二千圓

第一條ノ二 舊任式ヲ以テ任ズル官更以外ノ官更ノ俸給ハ別ニ定

ムルモノヲ除クノ外別表ニ依ル

第十條中「各廳事務ノ繁閑ニ依リ」を「教習中其ノ他ノ事由ニ

因リ」に改める。

別表を次のやうに改める。

(別表)

號	俸	俸給月額
一號	俸	三百圓
二號	俸	三百三十圓
三號	俸	三百六十圓
四號	俸	三百九十圓
五號	俸	四百二十圓
六號	俸	四百六十圓
七號	俸	五百圓
八號	俸	五百四十圓
九號	俸	五百八十圓
十號	俸	六百二十圓
十一號	俸	六百六十圓
十二號	俸	七百圓
十三號	俸	七百五十圓
十四號	俸	八百圓
十五號	俸	八百五十圓

十六號	俸	九百圓
十七號	俸	九百五十圓
十八號	俸	千圓
十九號	俸	千五百圓
二十號	俸	千五百圓
二十一號	俸	千五百五十圓
二十二號	俸	千二百圓
二十三號	俸	千三百圓
二十四號	俸	千四百圓
二十五號	俸	千五百圓
二十六號	俸	千六百圓
二十七號	俸	千七百圓
二十八號	俸	千八百圓
二十九號	俸	千九百圓
三十號	俸	二千圓

第二條 地方待遇職令の一部を次のやうに改正する。

第二條第四號中「八十五圓」を「四百六十圓」に改める。

第九條 待遇職員ノ俸給ニ關シテハ官更俸ニ令ヲ準用ス

別表ニ制ス。

第三條 道府縣立少年教養院職員令の一部を次のやうに改正する。

第七條第二號中「七十圓」を「四百二十圓」に改める。

第十二條 職員ノ俸給ニ關シテハ官更俸令ヲ準用ス

第十三條 職員ノ分限ニ關シテハ公立學校職員分限令ヲ準用ス

第十四條 至第十六條を制ス。

別表を削る。

第四條 大正九年勅令第五百六十九號（司法官試補及び朝鮮總督府司

法官試補に關する勅令）の一部を次のやうに改正する。

第二條中「千百圓以内ノ俸給」を「五百八十圓以内ノ月俸」に改

めらる。

第五條 明治四十三年勅令第二百七十五號（文官試補及び見習に關す

る勅令）の一部を次のやうに改正する。

第四條中「一年千百圓以内見習ニハ一月四十圓以内ノ俸給」を「五

百八十圓以内見習ニハ三百圓以内ノ月俸」に改める。

第六條 公立學校教育制の一部を次のやうに改正する。

附則第三項を削る。

第七條 公立學校職員加給令の一部を次のやうに改正する。

第一條乃至第三條を削り、第四條を第一條とする。

第五條及び第六條を削り、第七條を第二條とし、第八條を第三條

とする。

別表を削る。

第八條 巡查給與令の一部を次のやうに改正する。

第二條乃至第五條を削り、第六條を第二條とし、以下四條づつ順

次繰り上げる。

第九條 監獄看守手當等給與令の一部を次のやうに改正する。

第二條乃至第五條を削り、第六條を第二條とし、以下四條づつ順次繰り上げる。

第十條 昭和十五年勅令第八百六十八號（副看守長の管給及び給與に關する勅令）の一部を次のやうに改正する。

「第四條及第六條乃至第九條」を「第五條」に改める。

第十一條 大正九年勅令第四百七號（交通手廻の場所に在勤する職員に手當を給與する勅令）の一部を次のやうに改正する。

第一項中「其ノ他ノ」を「其ノ他職員ノ生活上特殊ノ事情アル」に改め、「一月額四十五圓以内ノ」及び但書を削り、第二項中「其ノ他ノ」を「其ノ他職員ノ生活上特殊ノ事情アル」に改める。

第十二條 大正九年勅令第四百八十三號（特定郵便局長等の給與に關

する勅令）の一部を次のやうに改正する。

第二條及び別表を削る。

第一條第一項中「別表ニ定ムル金額以テノ年」を「一月額千圓以下ノ」に改め、同條第二項中「南洋艦隊」の下に「大連大連下地島シテ」を加へ、同條中「第一項」を削る。

附 則

この勅令は公布の日から、これを施行する。

第一條乃至第五條及び第十一條の規定は、昭和二十一年七月一日以後の適用につき、第六條及び第十二條並びに附則第七項の規定は、同法十月一日から、これを適用する。

昭和二十一年七月一日において現に官更（臨時式を以て任ずる官更

を除く。)であつた者が、官吏俸給令の改正規定により受くべき號俸に關して必要な事項は、この勅令施行の際に限り、大蔵大臣がこれを定める。

昭和二十一年七月一日において現に内地(樺太を除く。以下同じ)外にある官吏の俸給の額は、官吏俸給令の改正規定にかかはらず、その者の内地歸還までの間は、その者が同日において現に受けた俸給の額及び臨時物價手當相當額と、大蔵大臣が定める臨時手當相當額との合計額とする。

前項の規定に該當する者が、その内地歸還に際し官吏俸給令の改正規定により受くべき號俸に關して必要な事項は、大蔵大臣がこれを定める。

昭和二十一年七月分乃至九月分の俸給に關しては、大蔵大臣が特別の定をなすことができる。

左に掲げる勅令は、これを廢止する。

帝國大學高等官官俸給令

道府縣立少年救護院職員年功加俸令

勤勞手當給與令

臨時物價手當給與令

臨時手當給與令

明治二十六年勅令第七號(傭員俸給及び傭員その他に給する諸手當の支給方に關する勅令)

明治三十三年勅令第三百三十二號(陸海軍准士官以下で恩給を受ける

内

關

者が官吏に任せられた場合における俸給に關する勅令)

明治三十三年勅令第二百七十三號 (准士官以下で恩給を受ける者が
文官判任官以上に任せられた場合における諸給與及び納金計算方に關
する勅令)

明治三十七年勅令第二百二十二號 (戰時又は暴變に際し召集された貴
族院及び衆議院の守衛に關する勅令)

明治三十七年勅令第二百六號 (文官で陸海軍に召集された者の諸給
支給に關する勅令)

大正九年勅令第二百六十三號 (府縣知事加俸に關する勅令)

昭和六年勅令第四百四十三號 (二以上の俸給を受ける官吏及び待選官
更の減俸に關する勅令)

昭和十二年勅令第四百六十五號 (文官同待遇者に支給する休職俸給
及び准士官以上の軍人に支給する停職俸給の計算の基礎とすべし俸給
額に關する勅令)

昭和十六年勅令第五百二十號 (臨時手當給與に關する勅令)